



年金相談会

当金庫契約の社会保険労務士が年金受給についての疑問や手続きに個別にお応えします。

お気軽に当金庫の「年金相談会」へお越しください。

- ★ 私の年金はいつから、いくらぐらいもらえるの？
- ★ 年金の裁定請求手続ってどうやるの？
- ★ 60歳以降も働きます。年金や雇用保険はどうなるの？
- ★ 結婚前に働いていたときの年金ってもらえるの？
- ★ 「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」、「年金記録のお知らせ」が届いたが、見方がわからない



令和5年度 《年金相談会》開催日程

開催日		開催店舗	開催日		開催店舗
6月	10日 (土)	龍ヶ岡支店	11月	14日 (火)	牛久支店
	20日 (火)	研究学園支店		16日 (木)	本店営業部
	22日 (木)	大工町支店		21日 (火)	友部支店
7月	11日 (火)	勝田支店	12月	12日 (火)	土浦支店
	18日 (火)	鹿島支店		14日 (木)	多賀支店
	20日 (木)	石岡中央支店		16日 (火)	鉾田中央支店
9月	12日 (火)	太田支店	1月	18日 (木)	大洗支店

※開催時間：9：00～12：00、13：00～15：00（事前予約制）

相談会に参加された方には、粗品をプレゼント！！

●相談会で必要なもの

- ・年金手帳、基礎年金番号通知書(本人・配偶者)
 - ・ご印鑑
 - ・年金証書(年金受給中の場合:本人・配偶者)
 - ・雇用保険被保険者証 または 雇用保険受給資格者証
 - ・日本年金機構(旧:社会保険庁)から送られてきた書類
- ※年金の申請につきましては、社会保険労務士との個別契約(有料)になりますのでご注意ください。

一生受け取る年金はご自身の大切な財産です。
漏れのないように手続きしましょう！

早めの相談が大切です！

- (ご注意) 以下の場合には、ご希望に添えないこともございますので、ご了承ください。
- ・ご希望のお客様が多数の場合には、お断りさせていただく場合もございます。
 - ・相談会の開催日・会場は、変更になる場合もございます。

《事前予約制》ですので、ご希望の方は営業店の窓口または担当者までお気軽にお問合せ下さい。

お問合わせ先

水戸信用金庫

店名

電話番号

担当者

<みとしん>年金相談会参加申込書

下記の「個人情報の取扱いについての確認事項」に同意のうえ、「年金相談会」への参加を申し込みます。

<個人情報の取扱いについての確認事項>

本申込書にご記入いただきました個人情報は、適切な相談会運営のために必要な範囲内で使用し、ご本人の承諾のない限り、本目的および年金相談会担当労務士事務所以外の第三者へ提供・開示することはありません。

お申込日： 年 月 日

フリガナ			
お名前		生年月日	()
ご住所			
お電話番号	— — / (緊急のご連絡先)	— —	
開催日	年 月 日 ()開催分	開催店舗	支店
ご希望のお時間	: ~ :		
ご相談内容			

※ 開催日の1週間前までにお取引店までお申込みください。

※ ご相談時間につきましては調整がある場合もありますので、ご承知おき下さい。

<弊庫使用欄>

受付日

店名

担当者名

印

(お客さま → お取引店 → 営業統括部地域活性室 → 年金相談会担当労務士事務所又は年金相談会担当労務士)